

人権への取り組み

人権の尊重

当社グループは、世界各地で石油・天然ガス開発事業を展開するにあたって、人権への配慮をCSRの重点テーマの一つに位置づけ、事業活動を行う上で、人権に関する各種の国際規範、操業地域の社会規範を遵守しています。

また、日本国憲法や労働基準法のみならず、世界人権宣言やILO国際労働基準等の人権に関する国際規範を支持しており、世界人権宣言等に基づく[国連グローバル・コンパクト](#)に2011年より参加しています。

当社グループのすべての役員・従業員が守るべき[行動基本原則](#)では、「人権の尊重、差別の禁止、ハラスメントの禁止、人権侵害に
加担しないことへの配慮」を規定しており、社内のイントラネット等を通じ役員・従業員に周知しています。

また、国際石油開発帝石労働組合と締結している労働協約において、組合が労働三権（団結権、団体交渉権、団体行動権）を保有することを認めると定めています。

人権デューディリジェンス*

当社グループは、グローバルに事業を展開する企業として、操業地域の文化や習慣を尊重し、人権に対して適切な配慮を行うことが不可欠であると認識しています。

2013年6月末現在、世界29カ国、80プロジェクトを実施しています。そのなかでオペレーターとして参画している13プロジェクトにおいては、事業活動が操業地域に与える人権側面を含む環境・社会面での影響について調査を実施し、リスクを特定した上で当該リスクを回避・緩和・モニタリングするなど適切に対処しています。このデューディリジェンス・プロセスにおいては、地元政府や地域住民をはじめとするステークホルダーとの対話を重視しています。

またこの分野において、国際金融公社(IFC)のパフォーマンススタンダードに基づく環境社会影響評価手法を自主基準として用いています。

* 人権デューディリジェンス：組織の決定および活動が人権におよぼすさまざまなマイナス影響を特定し、回避・緩和するプロセスを意味する

人権に関する社内浸透研修の実施

当社グループでは、基本的人権を尊重し、個人の多様な価値観を認め、差別的扱いなどを行わないことを行動基本原則で定めています。また、国内では人権尊重の意識を高めてもらうことを目的にグループの役員および従業員を対象とした人権教育を実施しました。2012年度には「企業と人権」をテーマに計3回のセミナーを開催、延べ126名のグループ役員・従業員が参加しました。人権尊重意識のさらなる向上を目指し、引き続き社内浸透を図っていきます。



人権研修の様子

先住民への配慮

世界各地で石油・天然ガス開発事業を展開する当社グループにとって、当社が活動を行う地域における現地先住民への配慮は、欠くことのできないCSR重点テーマです。

オーストラリアにおいては、現地先住民をプロジェクト地域における土地と水の歴史的な所有者（Traditional Owners）と位置づけ、「[先住民とのかかわりについての方針](#)」やその方針を具体的に実行に移すための戦略を策定し、先住民文化に配慮した事業活動を心掛けています。例えばイクシスLNGプロジェクトでは、2009年にダーウィン周辺の先住民、ララキア族と覚書を交わし、相互に協力し、尊重していく関係を約束しました。さらに、先住民文化遺産管理計画を策定し、ララキア族の協力のもと、先住民の文化遺産の適切な管理に努めています。例えば、土地に影響を与える作業の間は常に、先住民遺産保全の監視要員が立ち会うよう義務づけています。

さらに、2013年には、当社における「[先住民社会との協調活動計画 \(RAP: Reconciliation Action Plan\)](#)」をはじめて発行しました。これは、企業が先住民社会と協調していくためにまとめる活動計画書で、当社では先住民との「関係」「尊重」「機会」を3つの重点テーマとして作成しています。RAPの取り組みは毎年見直しを行い、達成結果を公表する予定です。

グループ従業員向けヘルプラインの設置、カウンセリングサービスの導入

法令違反行為、社内規程違反行為、セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等の人権にかかわる反倫理的行為等が発生し、または発生する恐れがあると判断した従業員がコンプライアンス担当部（総務ユニット）および社外専門家（当社コンプライアンス委員会が指定した弁護士）に通報できる窓口（ヘルプライン）を設置しています。これは、公益通報者保護法に準拠した内部通報制度に基づくものであり、通報は匿名で行うこともでき、通報者が不利益な扱いを受けないよう人権の保護を徹底しています。通報があった場合は、社内のコンプライアンス委員会事務局が事実関係の有無などを調査し、問題内容に応じて専門家の助言も得ながら対策を協議し、通報者の承諾のもと問題解決にあたっています。2012年度は4件の利用がありましたが適切な手順に従って対応し、全て解決しています。

また、従業員が個々に抱える悩みや相談に対応する相談窓口として、産業保健スタッフによるカウンセリングのほか、従業員のみならず家族も利用可能な専門機関による24時間体制のカウンセリングサービスを導入しています。

腐敗防止への取り組み

基本的な考え方

国際的な汚職・腐敗の防止は、持続可能な開発に資する資金の効果的な活用の観点から必要不可欠です。

当社グループでは、[企業行動憲章](#)にてすべての事業活動における法令遵守を規定するとともに、2011年12月より国連グローバル・コンパクトに参加し、人権、労働、環境、腐敗防止に関する4分野10原則に賛同し、腐敗防止へのコミットを世界に表明しました。加えて2012年10月よりEITI ([The Extractive Industries Transparency Initiative](#))に参加し、資源産出国政府への資金の流れの透明性を高めることで健全な統治を実現し資源産出国の経済発展を目指すEITIの取り組みを支援しています。

役員・従業員への徹底した周知

当社グループの「[行動基本原則](#)」および「[行動規範](#)」において、贈収賄および汚職禁止に関する関係各国の諸法令（日本の不正競争防止法、米国のThe Foreign Corrupt Practices Act、英国のBribery Act等）を遵守することを定めているほか、腐敗防止を徹底するために、全役員および従業員が遵守すべき具体的な行動指針を定めたガイドラインを作成し、周知しています。

また、主要な海外事業所においては、各国の法令・文化に沿った固有の行動規範を整備していますが、海外での贈収賄に関する法律の強化などを受け、グローバルなコンプライアンス体制を強化しています。

EITIへの参加

EITIは、石油、ガス、鉱物資源の採取産業から資源産出国政府への資金の流れの透明性を改善し、国際基準に則した手法により資金管理責任を高めることで、健全な統治 (Good Governance)を実現し、政治腐敗および貧困の撲滅を通じて資源産出国の経済発展を目指す国際的な取り組みです。2013年6月末時点で、39の資源産出国、日本を含む多数の支援国、そして数多くの採取産業企業やNGOが参加。当社グループは、グローバルに石油・天然ガス開発事業を展開する企業として、EITI原則に賛同し、取り組みを支援しています。

当社グループがプロジェクトを実施する国のうち、EITI参加国であるアゼルバイジャン、カザフスタン、インドネシア、東チモール、コンゴ民主共和国において、EITIに関連するプロジェクトデータ提供しています。下表は当社グループがEITI参加各国に提出した政府への支払い額を示しております。

当社グループは、引き続きEITIの取り組みを支援し、資源産出国の政治腐敗および貧困の撲滅と経済発展の実現に向け貢献していきます。



政府への支払い金額（単位：千USD）

国	年	支出額 (USD)
アゼルバイジャン	2011	118,004
カザフスタン	2011	31,282
インドネシア	2009	913,337
東チモール	2011	386,272
コンゴ民主共和国	2010	6,553

* 1USD=146.65テンゲ（カザフスタン通貨）として計算しております。

EITI原則

1. 天然資源の慎重な利用は、持続可能な開発と貧困撲滅に寄与する持続的な経済発展における重要な推進力であるが、適正に管理されなければ経済および社会に負の影響をもたらす。
2. 国民の利益にかなう天然資源の管理は、当該国の発展のために実施されるべきものである。
3. 資源開発による利益は長期にわたる収益の流れの中で発生し、価格に大きく依存する。
4. 政府の収支に関する一般国民の理解は、持続可能な開発に向けた国民の議論と適正かつ現実的な選択を促進させる。
5. 資源開発産業に関する政府と企業における透明性確保が重要であり、資金管理の公開と説明責任充実が必要である。
6. 資金の透明性の向上は、契約や法律を尊重する中で推進されるべきである。

7. 資金の透明性は国内及び海外における直接投資環境を改善する。
 8. 収益の流れと公的支出の管理に向けた、国民に対する政府による説明責任の方針とその実践が求められる。
 9. 国民生活、政府の施策、産業活動における透明性と説明責任に関する高い基準の設定を促進する必要がある。
 10. 収支に関する情報公開において、一貫性があり実施可能で導入しやすいシンプルなアプローチが求められている。
 11. 支出に関する情報公開においては、その国の採掘産業に属する全ての企業が含まれていなければならない。
 12. 問題の解決に向けては、すべてのステークホルダーが重要かつ適切な貢献をすべきである。その中には、政府及び関連機関、採掘産業の企業、サービス関連企業、市民団体、金融機関、投資家、NGOが含まれる。
-

「EITI」のウェブサイト <http://eiti.org/>